

大阪産(もん)名品新規募集についてよくある質問 (Q & A)

Q 1 一年に認証される商品数は決まっていますか？

A 1 認証商品数に決まりはありません。

Q 2 複数の商品を申請したいのですが、どうすればいいですか？

A 2 一年につき一商品のみしか申請できません。例えばAとBという二つの商品で申請したい場合は、令和8年度にAを申請、令和9年度にBを申請ということになります。

Q 3 大阪産(もん)を使っていないと申請できないのですか？

A 3 申請できます。大阪産(もん)の使用は問いません。ただし、大阪産(もん)の使用は加対象となります。

Q 4 商品は1970年からありますが、製造開始年を証明できるのは1980年のものしかありません。この場合、申請書に記入できる製造開始年は1980年になりますか？

A 4 申請書4-(1)製造開始年には客観的に証明できる製造開始年をご記入ください。今回の場合は、1980年となります。

Q 5 製造開始年の証明として雑誌に掲載されたものを提出してもよいですか？

A 5 正確に申請商品を確認できるのなら問題ありません。雑誌の場合は併せて発行年月日が分かるものも提出してください。

※第三者が掲載・発信しているSNSやブログ等でも製造年月日を証明できる場合があります。

Q 6 正確な販売量と販売額が分かりません。

A 6 概算をご記入ください。ただし、可能な限り正確な数値をご記入いただくようお願いします。

Q 7 SDGsの部分の書き方が分かりません。

A 7 記入例を参考に、該当する項目について、取り組みをご記入ください。

(参考URL) https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/31737/

Q 8 以前、申請して認証されなかった商品を、もう一度申請することはできますか？

A 8 可能です。一次審査は書面審査ですので、商品の魅力を存分に記載いただければと思います。

Q 9 商品に複数の味が存在します。申請はどのようにすればよいですか？

A 9 複数の味がある商品であっても、同一の商品として販売されている場合は、まとめてご申請いただいて構いません。ただし、期間限定の味については、大阪産(もん)名品の認証マークを使用することはできません。

Q10 テイクアウトの商品は申請可能ですか。

A10 パッケージ化して一括表示ラベルを貼付のうえ販売している商品であれば、申請可能です。